

議案第 28 号

天理市立保育所における一時保育に関する条例の一部改正について
天理市立保育所における一時保育に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立保育所における一時保育に関する条例の一部を改正する条例
天理市立保育所における一時保育に関する条例（平成16年5月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,600円」を「1,800円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「800円」を「900円」に、「500円」を「600円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。